

## 今回の事案の概要

○2月1日（金）、事業者との関係で不適切な行為があったと認められたため、原子力規制庁の名雪審議官（当時）を訓告処分とし、更迭。文部科学省に異動させた。

○不適切な行為の具体的概要は以下のとおり。

- ①内規に反し、1月22日に日本原子力発電株式会社（原電）と一人で面談
- ②その際、同月28日の有識者会合で使用予定の報告書案を、事前に原電に手交

○事案の経緯は以下のとおり。

- ・審議官と原電は8回面談。
- ・面談内容は以下のとおり。
  - ①今後のスケジュールや進め方
  - ②幅広い専門家の意見も聞いて欲しい旨
  - ③当社の意見を述べる機会を与えて欲しい旨
- ・また、原電からは、仮に、会合に出席できるのであれば、他の出席者（有識者会合）と同様、会議の資料を事前送付して欲しいとの要請がなされていた。

## 事業者との面談についてのルールの見直し

平成25年2月6日  
原子力規制委員会決定

### 1. 事業の概要

今回の事業では、面談が長時間となり内容も規制に関する内容の議論に及んでいたにも関わらず、同席者なく面談が行われていた。

また、今回の事業に関する面談については、事前の面談申込の名目や、実際の面談における内容が、以下のような「規制に関する手続の議論」であった。

- ①今後の議論の進め方
- ②幅広い専門家の意見も聞いて欲しい旨
- ③事業者の意見を述べる機会も与えて欲しい旨

こうした面談が繰り返し行われた結果、今回の事業において、一般公開前に有識者会合の評価取りまとめ案のドラフトを被規制者へ渡す、という不適切な事例につながったと考えられる。

### 2. 対応方針

#### (1) 同席者義務付けの全面適用

今回の事業を踏まえ、面談の内容に関わらず、被規制者と行う全ての面談については、原則として2人以上での対応を義務づけることとする。

## (2) 「規制に関する手続の議論」の扱い

これまで「規制に関する手続の議論」が、「規制に関する内容の議論」に含まれるか否かが明確になっていなかったことを踏まえ、今般、こうした「規制に関する手続の議論」も「規制に関する内容の議論」と同様に扱い、面談内容を公開することとする。

## (3) 面談時間の扱い

今回の事案を踏まえ、申込みの際に所要が5分以上として申し込まれたものや、実際の面談の際に所要が5分を超えたものについては、その内容に関わらず、面談内容を公開することとする。

## (4) 面談（儀礼上の挨拶含む）状況の組織的管理

上記のように面談に関する取扱いを厳格化することに伴い、その運用状況を組織的に管理するため、委員、長官、次長、指定職級、課長級それぞれの階層毎に以下を実施する。

- ・翌日の被規制者との面談予定を総務課に登録。
- ・総務課で取りまとめ、委員長、長官、次長、総務課長で共有。
- ・当日受けることとなった面談については、早急に総務課に連絡。  
翌日の分を登録する際に併せて報告。
- ・面談当日に、前日に登録した面談の実施状況を報告。
- ・面談の予約・実施状況の記録は、1週間分まとめて翌々週を目途にホームページに掲載。規制に関する内容又は手続について議論が行われた場合には、その概要を1週間を目途にホームページに掲載。

※課長級より下のレベルについては、各課長級が把握。

※過去の面談の概要については、本日より1週間を目途にホームページに掲載する。